

2022 年 10 月 1 日以降始期契約用

ヨット・モーターボート総合保険 にご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面ではヨット・モーターボート総合保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際は、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款・特約(特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証(被保険者証)とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、カワサキモータースジャパン株式会社が保険契約者となるヨット・モーターボート総合保険の明細付契約です。

KAZE 会員の皆様は、被保険者としてご加入頂けます。

ヨット・ モーターボート 総合保険 普通保険約款 (賠償責任条項)	+	自動セット特約 ^(注)	+	・搭乗者傷害危険 補償特約 ・捜索救助費用 補償特約
---	---	------------------------	---	---

(注)ご加入のお申し出にかかわらず、保険種類やご加入条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(2) 保険の対象

被保険船舶とすることができるのは、カワサキ KAZE 会員が所有する総トン数5トン未満のジェットスキーに限りです。

なお、上記にかかわらず、次のものはトン数の如何を問わず対象外です。

- ・水中翼船
- ・ホバークラフト
- ・漁船
- ・作業船
- ・貨物の運搬を業とするもの
- ・レース専用艇または営業用モーターボート

(3) ご加入いただける範囲

KAZE ジェットスキー保険(ヨットモーターボート保険)の被保険者(保険の補償を受けられる方であり、被保険者船舶の所有者等)は、カワサキライダーズクラブ KAZE 会員に限りです。

(4) 補償内容

- ①保険金をお支払いする主な場合
「KAZE ジェットスキー保険」1ページ・2ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合
「KAZE ジェットスキー保険」1ページ・2ページをご参照ください。
- ③お支払いする保険金等
「KAZE ジェットスキー保険」2ページをご参照ください。

(5) セットできる主な特約およびその概要

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(6) 保険責任期間

保険責任期間は保険責任始期から 1 年間となります。お客さまが実際にご加入いただく被保険者ごとの保険責任期間につきましては、「KAZE ジェットスキー保険」2ページをご確認ください。

(7) 保険金額

「KAZE ジェットスキー保険」2ページをご参照ください。

(8) 免責金額の設定

免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く金額をいいます^(注)。お客さまが実際にご加入いただく免責金額につきましては「KAZE ジェットスキー保険」2ページでご確認ください。

(9) 保険会社破綻時等の取扱

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

2. 保険料

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「KAZE ジェットスキー保険」2ページの「保険料」欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「KAZE ジェットスキー保険」2ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険には、解約返れい金はありません。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、(株)カワサキモータースジャパンが保険契約者となる明細付契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時の注意事項

(告知義務—KAZE 会員向けジェットスキー保険のお申込みサイトの記載上の注意事項)

申込入または被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。KAZE 会員向けジェットスキー保険のお申込みサイト^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、KAZE 会員向けジェットスキー保険のお申込みサイト^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこの保険契約の加入をするために提出する書類をいい、加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(2)ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

特にご注意ください

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- 被保険船舶の用途を変更した場合
- 加入者証に記載した被保険船舶の保管場所を変更した場合 等

■通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご加入いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- 被保険船舶である船舶の保管場所が日本国外となった場合
- 総トン数が20トン以上となるモーターボートで次の要件のいずれか一つでも満たさなくなった場合
 - ・一人で操縦を行う構造である
 - ・長さが24メートル未満である
 - ・スポーツやレクリエーションのみに用いる

等

(3)その他の注意事項

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ① 被保険船舶を売却、譲渡する場合
- ② 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

3. 補償の開始時期

保険責任の始期の前月 25 日までに KAZE 会員向けジェットスキー保険のお申込みサイトにてお申込完了した場合に補償を開始します。保険料は、加入始期月の前月 25 日までに払い込んでください。保険料の振込が確認できない場合は、ご希望の加入月からのご加入ができません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「KAZE ジェットスキー保険」1 ページ・2 ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3)失効について

申込入または被保険者が被保険船舶を譲渡した場合^(注1)、または被保険船舶の全部が失われた場合^(注2)は、船体条項は失効となります。この場合、未經過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における船体条項が終了した場合を除きます。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「KAZE ジェットスキー保険」2 ページ記載の方法により払い込みください。「KAZE ジェットスキー保険」2 ページ記載の方法により保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

この保険には、解約返れい金はありません。

本保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 (株)カワサキライフコーポレーション 明石営業所
〒673-8666 明石市川崎町1-1
TEL:078-922-0363

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)